令和３年２月１日

会　員　各　位

函館消防安全協会事務局

新型コロナウイルス感染症の感染予防対策の徹底について

向春の候　会員の皆様におかれましては，ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて，新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため，北海道において取組んでいる集中対策期間が２月１５日まで延長され，引き続き，感染防止対策の徹底について協力を求められているところであります。

また，函館市では，年末年始以降の新型コロナウイルス感染症の感染者が急増し，病床や宿泊療養施設の逼迫した状況が続いています。

つきましては，感染拡大防止のため，下記の事項について，事業所の従業員やそのご家族に周知していただきますよう，お願いいたします。

記

１　親族の帰省等は，どうしても必要な場合を除いて控えるようにしてください。特に，家族に高齢者がいる場合や医療・介護に従事している場合には，慎重に判断するようにしてください。

２　多人数での会食は避け，できる限り，同居していない方との飲食は控えるようにしてください。

　また，自宅におきましても，知人や友人を招いた飲食は，当面の間控えるようにしてください。

３　施設や職場では，３密を避け，マスクの着用や手洗い，消毒，換気など，基本的な感染予防を改めて徹底するようにしてください。

４　休憩室，喫煙所，更衣室におきましても，多人数で集まることを避け，できる限りマスクを外さず，人との距離をとり，大声や長時間の会話を控えるようにしてください。

（函館消防安全協会事務局
電話・ＦＡＸ　８７－２２４０）

集中対策期間における道からの要請

全国的な感染拡大の中、道内においても再拡大が懸念されることを踏まえ、集中対策期間を1か月延長し、全道の対策を進めるとともに、特に感染者数や入院患者が高い水準にある札幌市における強い措置を講じます。

これまで、道民、事業者の皆様には大きなご負担をおかけしてきたところですが、2月15日までの新たな集中対策期間における感染の抑制に向けて、引き続きご協力をお願いします。

対策のポイント ＜1/16（土）～2/15（月）＞

道民及び道内に滞在している皆様への要請

■緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来を控える

■感染リスクを回避できない場合

- **札幌市内**における**不要不急の外出**や**往来を控える**
- **札幌市**との**不要不急の往来を控える**

■感染リスクを回避する行動の徹底

- できる限り**同居していない方との飲食は控える**
- **重症化リスク**の高い方と**接する方等**は、**マスクの着用**、**手洗い**など、**感染リスクを回避**する行動の更なる**徹底**　など

■営業時間短縮等の要請に呼応した行動変容の要請

- **札幌市内の接待を伴う飲食店**（いわゆる風営法第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗）を**午後10時から翌午前５時まで利用しない**
- **札幌市中央区のうち、南３条から南８条まで、西２丁目から西６丁目までの区域・狸小路１丁目から狸小路７丁目までの狸小路に面する区域**においては、**飲食店（飲食店・カラオケ店・料理店・食堂等）**を**午後10時から翌午前５時まで利用しない**

事業者の皆様への要請

■ 札幌市内全域の接待を伴う飲食店（いわゆる風営法第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗）について、**午前５時から午後10時まで営業時間の短縮**

■札幌市中央区のうち、南3条から南8条まで、西2丁目から西6丁目までの区域・狸小路1丁目から狸小路7丁目までの狸小路に面する区域における飲食店（飲食店・カラオケ店・料理店・食堂等）について、**午前５時から午後10時まで営業時間の短縮**

■ 業種別ガイドラインなど、感染拡大防止対策の**再確認と徹底**　など